

(株)北海道エアシステムに対する事業改善命令及び日本エアコミューター(株)に対する業務改善勧告について

平成23年6月29日

国土交通省 東京航空局

平成23年6月4日に発生した北海道エアシステム2891便における重大インシデント後の(株)北海道エアシステムの対応に対し、航空法第134条第2項に基づき立入検査を実施した結果、同社の安全運航に係る体制及び運航乗務員の技量管理について改善が必要な事項が認められました。当局としては、公共交通を担う航空運送事業者において安全運航に係る体制等に改善を要する事項が認められたことを重く受け止め、本日、東京航空局長から同社社長あて別添1のとおり事業改善命令を行いました。

また、上記の立入検査において、同社の整備に関する業務の管理を受託している日本エアコミューター(株)についても、技術管理に関して業務の改善を要する事項が認められたことから、別添2のとおり業務改善勧告を行いましたので、お知らせいたします。

東京航空局としては、今後、事業改善命令及び業務改善勧告に基づく措置が両社において着実に実施されるよう、定期監査及び随時監査により継続的に監視して参ります。

問い合わせ先： 東京航空局 電話 03-5275-9292 (代表)

・北海道エアシステムに対する事業改善命令について

担当 前任航空事業安全監督官 小松 (内線7710)

(直通) 03-5275-9307 (航空事業安全監督官)

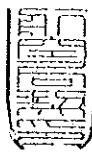
・日本エアコミューター(株)に対する業務改善勧告について

担当 前任整備審査官 宮崎 (内線7590)

(直通) 03-5275-9327 (整備審査官)

※代表電話の交換業務は、平日08:30~17:45です。

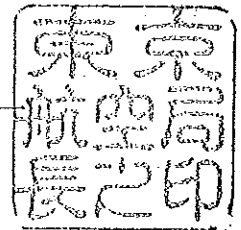
この時間帯以外は、恐れ入りますが直通で問い合わせ下さい。



東 空 安 第 1 2 号
平成 2 3 年 6 月 2 9 日

株式会社北海道エアシステム
代表取締役社長 西村 公利 殿

国土交通省東京航空局長
江口 稔



安全輸送の確保に関する事業改善命令

平成 2 3 年 6 月 4 日に発生した N T H 2 8 9 1 便における重大インシデント後の貴社の対応に対し、航空法第 1 3 4 条第 2 項に基づき立入検査を実施したところ、下記のとおり改善が必要な事項が認められた。

ついては、下記事項について、航空法第 1 1 2 条の規定に基づき輸送の安全を確保するため必要な措置を講ずるよう命令する。

講じた措置については、平成 2 3 年 7 月 2 9 日までに文書により報告されたい。

この処分に不服があるときは、行政不服審査法の定めるところにより、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 0 日以内に国土交通大臣に対して審査請求をすることができる。

記

1. 安全運航にかかる体制の確立について

事案の発生直後から、現場より会社に対し当該事案が報告されていたにもかかわらず、会社として直ちに調査・分析等に着手しなかった結果、必要な機体点検等が行われないまま事業機の運航が継続された。また、飛行データの解析後も当該事案の重大性を認識せず、当局への報告を適切に実施してい

なかった。このことから、貴社の安全管理システムは適切に機能していないと認められる。

については、運航及び整備等の現場で把握された安全運航に係る情報が遅滞なく安全統括管理者まで報告され、適切な対策が講じられるよう、安全統括管理者は自らが自社の安全運航の統括管理責任を有していることを自覚し、その責任において、各部門長及び部門管理職にそれぞれの職責を全うするために必要な知識・能力等を有する者を配置するなど安全管理体制の抜本的な見直しを行うこと。また、その上で安全管理規程に定められた安全管理の考え方及び方針等が正しく理解され、実施されるよう社長を含む全社員に対して教育訓練を行うとともに、法令及び規定等の遵守を含め安全意識の再徹底を図ること。

2. 運航乗務員の技量管理の徹底について

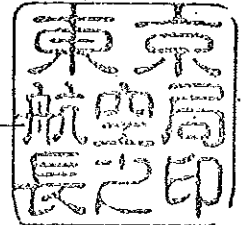
運航乗務員の技量維持向上のために必要な定期的技量審査時の評価結果に対応した教育訓練について、その計画及び実施が不適切であり、訓練成果の評価も行われていなかった。このことから、貴社の運航乗務員に対する技量管理は適切に機能していないと認められる。

については、技量審査時の評価に対応した教育訓練の実施を徹底するとともに、訓練後の評価を厳格に行い、必要が認められた場合には直ちに追加訓練を実施するなど、確実に運航乗務員の技量維持向上が図られるよう教育訓練・審査体制を見直すとともに、定期的なモニターフライトの実施により日常的に技量を評価するなど技量管理を強化すること。

東 空 審 第 5 3 号
平成 2 3 年 6 月 2 9 日

日本エアコミューター株式会社
代表取締役社長 安嶋 新 殿

国土交通省東京航空局長
江口 稔



(株)北海道エアシステム事業機に対する適切な技術管理の実施について
(業務改善勧告)

本年 6 月 4 日、(株)北海道エアシステムのサーブ式 S A A B 3 4 0 B 型機が奥尻空港で着陸復行中、地表面へ接近し、乗員が緊急回避操作を行った。この際に、当該機に運用限界超過が発生し、貴社はこれに対する整備処置を行ったものの、その後、この整備処置において耐空性の確認が十分ではなかったことが判明した。

今般、当該機に係る整備管理の実施状況を確認するため、貴社に対して、航空法第 1 3 4 条に基づき立入検査を実施した。

その結果、以下に示すとおり、航空機の耐空性を確保する観点から不適切な事例が見受けられた。

- (1) 貴社は、飛行データの解析、機体及びエンジンの運用限界超過に対する技術検討並びにそれに基づく整備処置を実施したが、実際のエンジンの運用限界超過はそれを大幅に上回っていたことがその後のエンジン製造者の解析で判明した。
- (2) また、機体に極めて大きな垂直加速度が加わったことを認識していたにもかかわらず、技術検討に当たり航空機製造者に照会する等の基本的対応ができていなかった。

これらのことは、技術管理に携わる者の知識及び理解が不足していたことに起因しているものと考えられる。

ついては、技術管理に携わる者に対する教育訓練の充実や必要な場合は直ちに航空機製造者等の技術支援を仰ぐ等の基本的対応の徹底など、技術管理部門の能力向上のための具体的な措置を講じることとし、その実施計画及び実施状況について、平成 2 3 年 7 月 1 3 日までに文書により報告されたい。